

**平成 31 年 2 月 1 日（木） 16：00 以降の申込み分から
「説明会」は午前開催となります！！**

「働き方改革関連法説明会」のご案内

主催：愛媛労働局

「働き方改革」は、個々の実情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できるようにするための改革です。この改革の推進のため、時間外労働の上限規制の導入や年次有給休暇の確実な取得、正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の禁止等の措置が規定された働き方改革関連法が、2019年4月1日から順次施行されます。

愛媛労働局では、法改正の内容について理解を深めていただくため、パートタイム・有期雇用労働法を中心とした働き方改革関連法について、下記のとおり説明会を開催いたします。

本説明会では、当局職員が改正内容を説明します。説明会終了後は、働き方改革推進支援センターのアドバイザーによる個別相談会を実施します。

1 日 時

参加無料

開催日	開催時間	会場
平成 31 年 3 月 14 日(木) 定員：240 名 ※定員に達し次第締め切ります。	10:30～12:00	松山市総合コミュニティセンター 3階大会議室 所在地：松山市湊町7丁目5番地 (駐車場に限りがありますので、公共交通機関のご利用をお願いいたします)

※「平成 31 年 3 月 14 日（木） 13：30～15：40 開催」については、応募多数により定員に達しましたので、平成 31 年 2 月 1 日（金） 16：00 以降の申込みについては、上記の通り、平成 31 年 3 月 14（木） 10：30 開始とさせていただきます。

2 説明内容

(1) 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保について (10:35～11:30)

- ◆不合理な待遇差をなくすための規定の整備
- ◆同一労働同一賃金ガイドライン

(2) 労働時間法制の見直しについて (11:30～12:00)

- ◆残業時間の上限規制
- ◆年 5 日の年次有給休暇の取得（企業に義務付け）など

※個別相談会は実施いたしません。

3 対象者 事業主、企業の人事労務担当者等

4 参加申込・申込期限

裏面申込書にご記入の上、FAX 等により **平成 31 年 2 月 14 日(木)まで**にお送り下さい。

5 問い合わせ先 愛媛労働局雇用環境・均等室

〒790-8538

松山市若草町 4 番地 3 松山若草合同庁舎 6 階

☎ 089 (935) 5222

平成 31 年 3 月 14 日（木） 10：30～12：00 開催

3/14 働き方改革関連法説明会 参加申込書

FAX 089(935)5210

（愛媛労働局 雇用環境・均等室 あて）

(事業所名)	(参加者名)
	部署・役職名 () 氏 名
(住所)	()
	部署・役職名 () 氏 名
	()
TEL ()	

※お申込みいただいた個人情報は、適正に管理し、説明会の運営のみに使用いたします。